



▲認知症サポーター養成講座の様子

高浜市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画の 見直しについて（中間報告）

問合せ先 いきいき広場内介護保険グループ ☎52-9871

1. 総論

本計画（中間報告）は、介護保険審議会の検討を経て、決定したものです。
これは、介護保険法などの関係法令に基づいて、今後3年間の高浜市における高齢者保健福祉の基本的方向を示したもので、今後、中間報告に対する市民からの意見公募（パブリックコメント）などを踏まえて、今年度末に最終決定されるものです。
基本理念を「みんなで作り、支える納得と安心」とし、高齢者を含めて市民全体で社会を支えていく方向を示しています。

2. 高齢者および高齢者保健福祉施策の状況

第2期・第3期の介護保険サービス、介護予防などサービス、福祉サービスの利用状況について記載しています。
高浜市の高齢化率は、平成20年10月1日現在16.6%であり、国推計値より5.5ポイント程度低くなっています。
3年後の高浜市の高齢化率は、17.05%と推計され、現在より0.45ポイントの上昇が見込まれます。
また、高浜市の高齢者像や認定者数（さらに日常生活圏域（小学校区）別の高齢者数・認定者数）についても記載をしています。

3. 3か年計画

今後3年間の取り組みについて示しています。
ア. 介護保険対象サービスなどについて
高浜市においては、介護保険法の理念でもある「在宅介護重視」の立場から、ホームヘルプサービス、デイサービスなど、同法に基づいた在宅サービスについては、すべてのサービスについて、引き続き国基準以上の水準の担保を目指すものとしています。

4. 計画の点検体制

本市における介護保険や高齢者保健福祉については、今後、本計画を基に展開していくこととなりますが、行政内部だけでなく外部からの進捗よく管理や評価をすることにより、計画のより適切な執行を担保する必要があります。
そのような考えから、引き続き介護保険審議会において、介護保険や高齢者保健福祉に関する評価、提言をいただくこととします。
地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険審議会の構成員による地域包括支援センター運営協議会を設置し、その運営の評価や意見をいただくこととします。
※介護保険審議会：構成メンバーとしては、学識経験者、介護サービス事業者、介護経験者のほか、市民を位置付けており、市民委員は公募にて募集し、幅広い意見の反映を図っています。

高浜市第4期介護保険料負担額仮推計表

所得段階	対象者	保険料負担額（月額）
新第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	基準額の0.5倍 2,250円
新第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.5倍 2,250円
新第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当されない方	基準額の0.75倍 3,375円
新第4段階①	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.85倍 3,825円
新第4段階②	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超の方	基準額 4,500円
新第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	基準額の1.15倍 5,175円
新第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額の1.25倍 5,625円
新第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額の1.5倍 6,750円
新第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の方	基準額の1.75倍 7,875円

※保険料は、本人や家族の前年中の所得状況に基づいた「所得段階」に応じて、個人ごとに決定します。

修についても、引き続き市独自で、介護保険法に定められている水準以上となるような方向とされています。
さらに、地域支援事業として、介護予防特定高齢者施策、介護予防一般高齢者施策、包括的支援・任意事業について記載しています。

これらにより、平成21年度から平成23年度までにおいて、高浜市の第1号被保険者に係る介護保険料負担額は、平成20年11月25日現在における情報に基づき算定した保険料であり、国の施策などの状況により、今後変動の可能性がります。
これにより、個々の被保険者の方にご負担いただく額（月額）は、所得などに応じて、次のとおりとなります。

イ. 利用者本位の制度の確立

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるようにするために、高齢者の状態の変化に応じた切れ目なくサービスの提供をする必要があります。そこで、平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、その支援を行っています。今後も相談事業などの充実を図るとともに、地域やサービス事業所などとの連携の強化に努めます。
高齢者の権利を擁護するシステムとして、「虐待防止ネットワークの推進」や、成年後見制度の利用支援、介護相談員の派遣、苦情処理体制の整備を図ります。

を維持するため、従事している介護スタッフの研修などについて、内容を充実して引続き実施することとしています。
高浜市の「第三者評価」および「介護サービス情報の公表制度」により、介護サービスの質の担保と利用者の事業所選択の情報提供の推進を図ります。
エ. 認知症高齢者をはじめとした地域密着型ケアの推進
認知症の方やその家族を暖かく見守り、支援する方「認知症サポーター」を一人でも多く増やすとともに、認知症になってからも安心して暮らせるまちづくりを地域住民の方々が主体的に展開できるよう支援します。
宅老所やまちづくり協議会における、地域に密着した高齢者などへの支援活動を推進していきます。

オ. 在宅生活支援の充実

要介護等高齢者や要介護状態でない心身の機能などの低下に伴い地域での自立生活が困難となった高齢者に対し、介護保険サービス以外の福祉サービス（配食サービス・軽度生活援助など）の提供や見守りの事業を推進します。
カ. 健康づくり・介護予防の推進
市では、介護保険制度施行当初から、「介護予防」の重要性

を認識し、「認知症予防」、「閉じこもり予防」、「転倒骨折予防」、「脳血管疾患予防」の四つを柱とする「寝たきり、健忘症にならない・しない・させない・高浜方式」を展開してきました。
この4つの柱を基本として「介護予防特定高齢者施策」および「介護予防一般高齢者施策」を効果的に実施し、介護予防の推進を図ります。
具体的には、特定高齢者施策として、運動器の機能向上や口腔機能向上・栄養改善などの事業や一般高齢者施策として、介護予防拠点施設における介護予防事業などを実施します。
健康づくりの総合的な推進として、健診事業や相談・指導体制の充実を図ります。

ク. 住環境面での支援

在宅での生活を支えるには、そのための住環境が整備されていることが重要であるとの考えのもと、引き続き住宅改修を充実するとともに、賃貸住宅に入居しようにする高齢者のための高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の促進について検討を行います。
※高齢者円滑入居賃貸住宅：高齢者であることを理由に入居を拒否しない住宅。国の高齢者居住支援センターの滞納家賃の債務保証により、家主の不安感を解消し、高齢者の円滑な入居を支援するもの。

ケ. 働くことを通じての社会参加・いきがい

社会の構成員の一員として、様々な社会活動や生産活動に貢献することが、活気ある社会の実現や健康維持・介護予防に重要であると考えられます。

ウ. 介護サービスの質的向上
それぞれの事業者が提供する介護サービスについて、その質



市では、介護保険制度施行当初から、「介護予防」の重要性



キ. 健康と文化のまちづくり
高齢者福祉、生涯学習、世代間交流という観点からも、「心